				(九)	(十)	(十一)
				外部への連絡装置（令第百二十九条の十一の規定の適用のあるエレベーターを除く。）	かご内の停止スイッチ	用途、積載量及び最大定員の標識
操作箱の施錠の状況	表示器の状況	破損の状況	設置及び作動の状況	設置及び作動の状況	設置及び作動の状況	設置及び表示の状況
触診により確認する。	目視により確認する。	目視及び触診により確認する。	通電時及び電源遮断時に外部との連絡ができるか確認する。ヘリコプターの発着の用に供され、屋上に突出して停止するエレベーターで、屋上部分の昇降路の囲いの全部又は一部を有しないもの（以下「ヘリポート用エレベーター」という。）にあっては、屋上と他の出入口との連絡ができるかを併せて確認する。	設置及び作動の状況を確認する。	設置及び表示の状況を確認する。	
施錠できないこと。	表示しないこと又は表示が不鮮明であること。	表示部又は押しボタンが著しく破損していること。	イ　令第百二十九条の十第三項第三号の規定に適合しないこと、連絡装置が作動しない若しくは容易に操作できないこと又はヘリポート用エレベーターにあっては特殊告示第一第八号ロの規定に適合しないこと。 ロ　通話装置の音量又は警報ベル等の鳴動音が小さいこと。	制御器告示第二第三号の規定に適合しないこと又は作動時に昇降機が運転できること。	令第百二十九条の六第五号の規定に適合しないこと又は表示に誤りがあること。	

| | | | | | |